

令和元年度三木町農業委員会
7月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会 7月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年7月22日
(会議時間) 14:20～15:15
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 19名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、7月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等9件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、谷井委員と鎌倉博之委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が4件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字大塚 2筆 163㎡
地目：田2筆
現況：雑種地2筆
目的：ごみ集積所
併用地：宅地等 104.87㎡
造成時期：昭和40年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。関連がございますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字上所 2筆 5,159㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：分譲住宅2階建 17棟 1,020㎡
カーポート 4棟 47.88㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：氷上字境渕 5筆 2,075.19㎡
地目：田3筆、宅地2筆
現況：畑5筆
目的：貸店舗平屋建 1棟 216.20㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字南中川 2筆 365㎡
地目：田2筆
現況：雑種地2筆
目的：住宅平屋建 1棟 101.23㎡
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地等 426㎡

番号4 申請地：氷上字蔵西 1筆 1,065㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：土仮置場
権利の種類：賃借権設定
一時転用 令和2年3月30日まで

番号5 申請地：井戸字高木 1筆 28㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存農業用物置平屋建 1棟 234.7㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 695.8㎡
造成時期：昭和45年頃

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、下水道工事のための土仮置場で、期間が令和2年3月30日までの一時転用になります。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

16番委員

それでは、現地調査の報告を行います。7月分の農地法関連の申請について去る、令和元年7月16日(火)の午前9時から4条申請1件、5条申請5件につきまして、協会長、高尾職務代理人、鎌倉委員、私(小松委員)、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号1、5条申請、番号5です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

12番委員

4条申請番号1について、位置図を見ていただきますと申請地接しているこの道路が県道三木国分寺線で、昭和40年頃にこの県道を拡幅した時に用地が残ったということで、花崗土を搬入した状況です。また、地元集落のごみ集積場としてずっと使用しており、これまでどおりごみ集積場として使っていただきたいというお話を聞いておりますので、特に問題はありませぬので、よろしくをお願いします。

9番委員

5条申請番号1について、譲渡人が17棟の分譲住宅用地として転用するものです。場所につきましては、位置図のとおりで、平井小学校の少し南側になります。町管理農道から進入するとともに、家庭排水につきましては、公共下水道に接続し、雨水につきましては、隣接の水路に排水するというので、地元水利組合の同意もあり特に問題はないと思います。

3番委員

5条申請番号2について、以前JAのガソリンスタンドでだったところですが、このたび売買

してして駐車場と平屋建ての店舗を計画しているようです。農道水路については調整しており、地元の水利組合並びに土地改良区と方法とか造成について、計画を話し合っているということです。

5条申請番号3について、親から子に相続した農地に、ご主人が2階建ての家を建築するということです。

5条申請番号4について、三木中学校の東側になりますが、工事のため資材置場にしていましたが、同場所近くで新たに工事を受注したため、一時転用の申請が出たものです。

事務局

5条申請番号5については、地元農業委員が所用のため遅れておりますので事務局より説明します。譲受人の父が、譲渡人と昭和45年頃に無断で造成を行っていたものです。造成を行い、農業用物置を建築しました。なお、農業用物置の建築面積が230㎡余りということで、転用が必要な案件で、是正を行うため申請が行われたものです。すでに造成されており、周囲の農地への影響はないものと考えられますので、許可相当と判断するものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

参考までにお聞きします。5条申請番号1ですが、位置図を見ていただきたい。町管理農道と水路の間に空白がありますが、この空白は意味ありますか。

事務局

市販の住宅地図を使用して作成しており、誤りのあるような書き方になっていますが、道路と申請地の間に水路が通っていますが、水路と道路は接しており空間はありません。

会長

他に意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が9件になります。総設定面積は24,500㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は8件で、総設定面積21,954㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：井戸字熊田 16㎡

地 目：田

目 的：水路

取下理由：その他

番号1について説明します。

平成31年4月に4条申請を受付して、転用申請を諮ったものですが、のちに転用目的が農業用水路であったことがわかり、農業のために利用するものであれば、転用不要ということが判明したため申請の取下を行うものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、農地法第5条の規定による許可の取消について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第5条の規定による許可の取消について

番号1 申請地：氷上字南中川 365㎡

地 目：田

取消理由：転用計画見直し

番号1について説明します。

先程、5条申請番号3と同じ申請地になります。以前、譲受人の住宅用地として許可を受けていましたが、譲渡人が死亡したうえ、住宅の計画の内容が変更したため、いったん許可を取消して、再度申請に及んだものです。なお、許可日は平成14年5月27日で使用貸借系設定で許可を受けていたものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

13番委員

譲渡人は亡くなっていますが、本人から申請があったんですか。

事務局

申請につきましては、譲受人からの申請になります。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：平木 287㎡

地目：畑

解約日：令和元年7月1日

解約理由：労力不足

番号1について、借り手の労力不足のため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。
他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年7月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____